

平成20年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年9月5日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	建 設 課 長	加 藤 保 幸
観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和	都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志
都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問を行います。

私は、毎年各学校から出てまいります通学路の危険箇所についてお尋ねしてまいりました。今回も、小中学校の夏休み中に行われました通学路の安全点検において出てきました各問題箇所の現状とそれらへの取り組みをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 本年度実施いたしました通学路の安全点検についてご報告申し上げます。

8月7日に実施いたしまして、まず斑鳩小学校区でございますが、点検箇所が9カ所ございました。そのうち、水路に溝蓋の設置が2カ所、それからガードレールの設置が2カ所、白線の引き直し、これは停止線とか路側帯の消えているところでございます。それと、信号機歩道橋の設置、それから側溝の上のブロック撤去、点滅信号の調整、通行規制の各1カ所ずつの計9カ所ございました。そのうち、20年度中に施工予定しておりますのが2カ所ございます。これは、ガードレールの設置と白線の引き直しでございます。それ以外については、21年度以降に予定しておりまして、それが7カ所ございます。

次に、斑鳩西小学校の点検箇所につきましては、10カ所でございます。その内訳といたしまして、看板の設置、これは児童の通学路の看板、あるいは横断歩道の看板、スピード注意の看板等がございます。それが5カ所ございます。それから、白線の引き直し、路側帯と横断歩道でございますが、これが2カ所。そして、水路の溝蓋を設置することと草刈り、それから通行規制の各1カ所の合計10カ所ございました。そのうち、改良済みが2カ所ございまして、白線の引き直し、そして草刈りでございます。20年度中に施工予定しておりますのが、2カ所でございます。それは、白線の引

き直しと看板の設置でございます。それから、21年度以降に予定しておりますのが、それ以外の6カ所でございます。

それから、次に、斑鳩東小学校区の箇所でございますが、10カ所ございました。内訳といたしまして、白線の引き直しが6カ所、看板の設置、これは児童の通学路横断歩道注意の看板とスピード注意の看板でございます。それが2カ所でございます。それから、横断歩道の設置、通行規制の強化が各1カ所の計10カ所でございます。そのうち、改良済みは1カ所ございまして、これは看板の設置でございます。それから、平成20年度中に施工予定しておりますのが4カ所。これは、看板の設置と白線の引き直し2カ所、それから通行取り締まりの強化ということでございます。それ以外については、21年度中以降に予定をしておりますのは、5カ所でございます。

したがって、全体的にお答えいたしますと、平成20年度点検箇所は29カ所ございまして、そのうち改良済みが3カ所でございます。また、今後、20年度中に施工予定しておりますのが8カ所で、21年度以降に予定しておりますのが18カ所でございます。

これらの箇所につきましては担当課に依頼をいたしておりますし、また関係機関と協議しなければならないものについては関係機関と協議していただき、改良に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後も引き続き、児童生徒、幼児の交通安全指導を徹底すると共に、行政、学校、保護者及び地域住民の皆さんの協力を得ながら、連絡を密にして、子どもたちが安心して通える通学路にしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 8月7日の安全点検で、9月の新学期の始まるまでに町で改良出来るところは改良済み、または取りかかっているとのことですので、大変ありがたいことです。他の関係機関に関する諸問題につきましては、精力的に協議していただきたい、一日も早く児童生徒の安全の確保に努めていただきたいと思います。

それから、これは以前に危険箇所として指摘されていましたが新家目安線の狭隘な通学路については、どのようになっていますか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 町道308号線、新家目安線の状況でございますけども、本線

の状況につきましては、8月にお2人の地権者と土地売買契約を締結を行いました。土地売買契約は終了しております。そういうことから、本年度中に道路改良工事を完成したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 道路拡幅は、地権者の協力も得なくてはならないことですので、色んな問題もあり、時間のかかる事案ですが、ただいまのご答弁で、20年度中に完成予定とお伺いしまして、大変ありがたく思います。新家目安線は、児童生徒だけでなく、付近住民の方々の通勤の道路としても利用頻度の高い道路ですので、一日も早い完成に向けて進めていってくださるようお願いいたします。

次に、自転車通行時のことなんですけれども、県道大和高田斑鳩線の歩道についてあります。

この道路の歩道は、1本の歩道としてずっと続いているのではなく、町道などが横切っているところは歩道が途切れ、その横切っている道路を横断するとまた歩道が始まるようになっていますが、この歩道の途切れ部分や始まり部分と横断道路との間に段差が生じています。わずか2センチ弱ぐらいの段差ではありますが、買い物帰りの自転車や前に子どもさんを乗せて走っておられる自転車などが、普通で走っていても、その段差で自転車のかごの中の荷物が飛び跳ねて道路に落ちたり、子どもさんが段差によるバウンドのショックで泣き出したりするという事をお伺いしています。

県道であるので、県管理道路であることは承知していますが、先ほど申しましたような事象を解消するような対策を講じていただけないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 議員からご指摘いただいております町道の取り合い部分と県道の歩道の取り合い部分の段差、これが若干の段差があるということで、非常に交通安全上、また危険な状態である、こういうことのご指摘でございます。

現場を見ますと、ご存じのように、県道の歩道と町道とは縁石で取り合いを行っております。その縁石をどうするかという問題になるだろうと思うんです。そうしたことから段差をなくす方法もあるだろうと考えますから、構造上非常に難しい点もあると思いますものの、県の方に段差の解消に向けて取り組んでいただくようお願いしてまいりたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私自身も、JR法隆寺駅の歩道のわずか2センチの段差部分でつまづいた経験があります。2センチは誤差の許容範囲内と聞いたことがありますが、他所では段差のないフラットな施工箇所もあるのに、最近のことなのに何と不親切な設計だろうと感じたことを覚えています。

今回の質問箇所は、県道です。しかし、町道が横切っている部分は、取り合いの問題もありましょうが、町で補修しても不都合はないと思います。何も歩道の縁石を取り替える必要はなく、その段差を道路面とフラットになるようにアスファルトで埋めるだけで問題は解消するのではと思います。県に改善の要望をしていただく時には、今、言ったようなことも含めて要望していただきたいと思います。

次に、観光行政についてであります。

郡山方面からの新観光道路沿いの三井、岡本、幸前地域には、コスモスなどが植えられ、観光バスで斑鳩に来られた方々、また個人で法隆寺、三井、岡本へハイキングされておられる方々がその景色を眺められた時に、斑鳩の里に来たんだと感じるとお伺いしたことがあります。今までは、斑鳩の北部だけでしたが、斑鳩町全域で植栽すれば、どの方面から斑鳩に来られても、観光客に対してはすばらしいもてなしになるのではないかと思います、町の考えをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） ご指摘の岡本地区におけますコスモス栽培、斑鳩の里を訪れる観光客だけではなく、住む人にも潤いと安らぎを感じられるすばらしい風景となっています。

こうした斑鳩の里の風景、景観保全を図ることから、法起寺、法輪寺周辺などの自然景観や田園風景、歴史的景観が一体となった地域におきまして、景観作物としてコスモスの栽培を、農家の皆様のご協力によりまして、平成4年度から実施をしております。本年度においても、引き続き三井、岡本、幸前、西里、東里地区に3ヘクタールの植栽を計画しております。また、現実に実施いたしました。また、本年度には、中宮寺史跡にも、良好な管理を目指して約1.8ヘクタールの植栽を行っていただきました。今や、法起寺といえはコスモスというイメージが定着し、開花情報まで流す状況となっています。

また、増加しつつある遊休農地解消対策の一環といたしまして、農業委員会が中心と

なって実証展示圃で栽培しています菜の花、そばにつきましても、春には黄色の花、秋には白い花が咲き、歴史的景観にマッチしているものと考えているところでございます。景観形成作物の別の考えといたしまして、今後、遊休農地解消作物として徐々に推進していきたいと考えておるところでございます。

質問者が、コスモスなど斑鳩をイメージする花を主要な道路沿いに栽培をふやすことによって、訪れる観光客などがそれらの花が咲いているのを見て、斑鳩の里に来たという思いを持っていただければ最高のもてなしであるとのことであります。

確かに、質問者がおっしゃるように、花は観光資源としてとても有効な資源であることは間違いありません。他の観光地でも、花をメインにしたところが多くあります。また、岡本地区に咲くコスモスは、秋に斑鳩の里に咲く花として定着しておりまして、開花の情報に対する問い合わせも多く来ております。

このような、斑鳩の里をイメージする景観を形成する花を、道路沿い、その周辺に植栽することによって、観光客はもちろんのこと、周辺住民に対しても、癒しと潤いを与えるものとして有効であると考えておるところでございます。

しかし、景観形成作物を植栽するには、栽培管理をするという作業が伴いますから、農家の皆さんや周辺住民の皆さんのご協力はもちろんのこと、一過性のものにならないようにしなければなりません。そして、もてなしをするという気持ちを持っていただかなければならないと考えておるところでございます。

今後におきましても、コスモス栽培につきましても、農家の皆さん方のご理解を得ながら普及に努めてまいりたいと考えておると共に、栽培により取れました種の一部を一般住民の方に配布いたしまして、町民の皆さんにも、コスモスの栽培の普及に努めていただくことにしたいと考えております。

また、菜の花やそばの栽培につきましても、農業委員会の協力を得ながら、遊休農地解消の一環としてではありますが、景観も形成する作物として普及に努めていきたいと考えています。

春には菜の花やレンゲの花が咲き、秋にはコスモスやそばの花が町内各所で咲く、花の斑鳩の里として観光客誘致につながることを目指し、住民の皆様のご理解を得ながら努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私は、花のある風景といいますと、映画「ひまわり」のあのヒマ

ワリ畑が一番に頭に浮かんできます。北海道ではラベンダー畑、また中国のある地方では、四方八方地平線のかなたまでヒガンバナが咲き乱れているところもあるそうです。

斑鳩町においての花といえば、コスモスというイメージがありますが、我が斑鳩町のように歴史的遺産の多い地域でイメージする花を、町はどのように考えておられますか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 景観形成としての転作物としては、レンゲ、ヒマワリなど試験的に栽培していただいたこともございます。花が咲くと、それぞれ趣があり、難しいと考えますが、歴史的な日本の原風景と考えますと、万葉の花といわれる花がイメージする花であると考えます。その花は、コスモス、レンゲ、菜の花、シオンなどが代表的な花と思われまます。ただ、斑鳩町が指定する花はサザンカでございまして、そういうサザンカについても、やはり認識していただくよう普及に努めてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまのご答弁は、私としては理解いたします。ただし、季節をあらわすこと、そしてあちらにぽつんと、こちらにぽつんと咲いているだけでは、イメージづくりにはならないのではないかと。全面的に咲いてこそ、人の目を奪えるのではないのでしょうか。農家の方々、地域の方々の協力を得て、観光地斑鳩の里のイメージづくりをしてください。このイメージづくりが、後で質問しますふるさと納税にも大きくかかわってくると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

私たち議員は、義務ではありませんが、一般質問を行う権利を有しています。町の執行機関に対しまして、一般事務の全般に関し、その所見を求めたり疑義をただしたり色々な提案などを行っていますが、町はこれらの一般質問をどのように受けとめ聞いておられるのか、またご答弁なさっておられるのか、私たちの一般質問の行政側の位置付けをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 質問者のご指摘のように、一般質問におきましては、質問議員から執行機関に対し、行政事務における所見を求められたり、疑義に関する回答を求められたり、色々な提案、要望に対する今後の考え方なり方針を求められたりしております。議員からいただくいずれの質問に対しましても、町民の意思が反映されている貴重

なものでございます。重く受けとめ、執行機関として出来る限り議員からいただいた質問の内容を行政に反映出来るよう、相当な努力をしているところでございます。質問者がおっしゃってます言いつばなし、聞きつばなしやその場しのぎの答弁は許されるものではないと認識し、答弁書作成に努めておるところでございます。

しかしながら、いただきました質問の内容によりましては、現状では行政に反映することが出来ない場合や、即答することが困難で、その後の調査、研究等の結果、行政に反映することが出来ないとの結論を得る場合、また利害関係による突発な反対も生じます。このような場合には、答弁と違った結果になることもあり、まことに申しわけなく思っているところでございます。今後におきましては、答弁と異なった内容になった場合に、質問者には十分話をし、理解を求めてまいりたいと考えます。

一般質問は、限られた時間の中で議員からいただく民意を反映した貴重なものでございます。従来からも、出来る限りその内容を行政に反映出来るよう努めてきたところでございますが、今後とも少しでもその質問の問題を達成出来るよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまのご答弁に対する思いは、後ほど述べさせていただきます。

それでは、最近話題となっておりますふるさと納税についてお伺いします。

日本全国の県、市、町、村がこのふるさと納税に注目し、寄附を受けるべく、それぞれの地域の特色を全面的に出しアピールされていますが、斑鳩町におけるふるさと納税制度の具体策をお伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ふるさと納税とは、ふるさとへ贈る寄附金でございます。

ふるさと納税制度とは、人それぞれが生まれ育ったふるさとのみならず、第二のふるさとや心のふるさとを持っておられ、それぞれの思いのある地域を大切にしたいと、地域に貢献したいという善意の気持ちを、寄附金という形にするものでございます。

応援や貢献したいと思う地方自治体に寄附を行った場合の優遇税制として、その一部が個人住民税、所得税から控除されることとなっております。この税控除を受けるという点で、制度上は現金での寄附に限定されるということとなっております。

寄附のご意志のある方からいただいた寄附金は、斑鳩町が掲げております「一人ひと

りが創り出すまち「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現のため、次の3つの使い道の中から、寄附者が希望された使い道に沿って、これら分野の推進に大切にに使わせていただくことといたしております。

1つ目といたしまして、「歴史的・文化的遺産の保存と活用」を挙げております。文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産であります。この貴重な財産を守り、次代へと引き継いでいくため、本町に現存する歴史的、文化的遺産の保存と活用に取り組んでいるところでございます。文化財の保全と継承、埋蔵文化財の発掘調査、調査研究成果の公表・発表等を活用する項目として挙げているものであります。

次に、2つ目として、「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」を挙げております。生涯を通じて健康で生きがいの持てるまちとなるよう、保健、福祉、医療の輪を広げ、よりよいサービスを提供出来るよう環境整備を進めているところでございます。高齢者、障害者福祉の充実、児童福祉の充実、健康づくりの推進等を活用する項目として挙げているものでございます。

次に、3つ目といたしまして、「潤いのある魅力的なまちづくり」を挙げております。個性的で潤いのある魅力的なまちを目指しまして、自然環境や歴史的景観などを生かした土地利用、市街地づくりを進めているところでございますが、自然環境の保全と活用、公園・緑地、風景・景観の形成等を活用する項目として挙げているものでございます。

なお、これらの分野以外でも寄附金を受け付けております。こうした場合につきましては、寄附者の方からよくお話をお聞きし、出来る限りご意志に沿う形で受け入れをすることといたしております。

斑鳩町外居住者の方からのご寄附につきましては、税の税額控除は、寄附者の居住地の自治体で行われ、本町への効果は非常に大きいことから、寄附に対する感謝の気持ちを伝え、税額控除対象外の部分の寄附者の負担軽減を図ると共に、本町をPRするため、次の斑鳩町の特産品などの1つをお贈りすることといたしております。

1つ目は、斑鳩の里の恵みとして、季節の果物、2つ目といたしまして、斑鳩の里の特産品として、しょうゆ、おかき、麩の詰め合わせを、3つとして、写真集「斑鳩」をご用意いたしております。斑鳩町外居住者からの1万円以上のご寄附がありましたら、この中から1つをお選びいただき、お贈りすることといたしております。

8月末現在のふるさと納税の状況であります。9件、19万9,358円となっております。

おります。このうち、2件につきましては、6月議会でご説明させていただきました分となっております。そうしたことから、ふるさと納税として実施を開始いたしました7月4日以降分は、7件、9万円となっております。

寄附の使い道は、歴史的・文化的遺産の保存と活用に8件、14万9,358円、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりに1件、5万円となっております。うち、ふるさと納税として実施を開始いたしました7月4日以降分は、歴史的・文化的遺産の保存と活用に7件、9万円となっております。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまのご答弁をお伺いしますと、基本的に3つの受け皿を用意しておられるとのことですが、町内居住者の方々からの寄附に関しましては今までどおり、それでいいのではと思うのですが、町外居住者の方からのふるさと納税寄附に対しては、受け皿を1つとした方が、寄附者の方には簡単でわかりやすいかなと思ったりもしています。1つの皿で受けて、その後、基本的な3つの基金に寄附者の意思によって振り分ける、すなわちふるさと納税を対象とした条例を新規につくる。これはまだ、私自身も調査研究しなければならないとは思っていますが、それと1万円以上の寄附者に対しては、町の特産品などを1つだけ贈呈されるとのことですが、これは8月の閉会中の委員会では、そのような説明は一切受けておりません。今回が初耳であります。贈呈品の単価等何もわからない状態であります。もし本定例会の委員会で説明を受けたとしても、他の行政区の事例等も調査しなければならず、基金の条例については、時間的猶予を選択するかもしれないことを申し上げておきます。

それでは、次の質問に移ります。

私は、以前の一般質問において、「町財政をかんがみ、これからは小さい施設、道具などについて、住民の協力を得るような方向で考えていってはいかがでしょうか。現在計画中の法隆寺門前公園、これはその当時のことです、公園に、観光客や付近の住民の憩いの場としてベンチが必要だとは思いますが、そのようなベンチについては、住民からのメモリアルベンチ、例えば結婚のメモリアルとして、金婚のメモリアルとして、無事退職出来たメモリアルとして、初孫誕生のメモリアルとしてなどなど、それぞれの方々的人生の一区切りのメモリアルに寄附していただく。もちろん、その寄贈品にプレートを張り付け、そのプレートには、寄贈者の氏名と寄贈者からの一言メッセージを掘

る。町は、その寄贈品に対し、5年なり10年なりの期間の保全を保障する。このようなシステムを確立されてはいかがかなと思います。これは何もベンチに限らず、観光案内板、その他色々なものに適用出来るのではと思います。町財政の苦しい折、ぜひともこのような住民参加型のシステムを研究していただきますことを要望しておきます」とご提言申し上げていましたが、この寄附制度案についての研究結果についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ただいまご質問者が言われましたように、平成16年6月町議会定例会の一般質問におきまして、ただいまご質問されました内容でご質問されておりました。まことに申しわけございませんけども、システムの構築に向けましての検討につきましては、出来ていない状況でございます。

先ほど議員から受けましたご指摘等につきましては、真摯に受けとめさせていただきまして、直ちにシステムの構築に向けての具体的な検討を行いまして、11月の担当常任委員会で、その内容等につきましてご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先ほどの一般質問の行政側の位置付けのところでのご答弁は立派なご答弁でありましたが、本当に答弁どおりの位置付け、すなわち一般質問は、限られた時間の中で議員からいただく民意を反映した貴重なものであり、従来からも出来る限りその内容を行政に反映出来るように努めてまいられたのであれば、平成16年の私の提案に関して、答弁もまた変わったものになっていたはずだと思います。ストレートに言えば、理事者側もおっしゃったように、聞きっぱなしであったということでもあります。

もし、財政健全化を真剣に考え、その一つの方法として平成16年から調査研究されていれば、例えば藤ノ木古墳史跡公園におけるニレノキ、これは1本8万5,000円です、サザンカ1本1,000円、サツキ1本900円、ベンチ1基17万8,000円などは、メモリアルな寄附行為で賄えた可能性もありますし、総合保健福祉会館の外構についてもしかりであります。

もちろん、今回のふるさと納税に関しましても、斑鳩の里メモリアル寄附として取り組むこともすばやく対応、または移行出来たでしょうし、寄附の種別によっては、品物の贈呈よりもメモリアルプレートの方が寄附者にとっては心に残るものであり、いつか

は斑鳩の里に行って実際に見てこようとなることは、人情として考えられることです。

先ほどもおっしゃいましたけれども、11月と言わずに素早い対応をしていただきまして、他の行政区にない斬新なアイデアで、しかも受動的なPRではなく積極的なPRを発信し、日本中の皆さんが寄附を申し出たくなるような事業にしていきたい。歴史的文化遺産の斑鳩としてだけではなく、他の行政区から注目されるような、これも以前の一般質問で言いましたが、何ごとに関しても斑鳩方式と呼ばれるようなオリジナルな考えでもって対処していただきたいことを切に願っています。

それでは、最後の斎場の利用についてであります。

私は、自治会の会計をしております。以前は、自治会内の不幸事は自宅でやっておられました。ここ7、8年は、大抵の家庭では、民間の葬儀場を利用しておられます。そこで、町民の方々から、火葬場の横の施設を葬儀場として開放してもらえないかとよく訴えられます。町の収入の面からも、火葬場を斎場として使用出来ないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斎場としてのご利用についてでございますが、斑鳩町火葬場設置及び管理に関する条例第3条第3項におきまして、火葬場は、原則として火葬以外の使用は認めておりませんが、特別の事由があると町長が認めた場合は、待合室等を特定の目的に使用することが出来ると規定しております。

この特別に事由があると町長が認めた場合と申しますのは、この条例の施行規則の第4条で、「本町居住者で、災害やその他の事由により、自宅等が使用できず、在住する自治会等で葬儀を行える施設がない場合、もしくは使用できない場合、又は、その他町長が特に認めた場合」と規定されているところでございます。

したがって、現在のところ、通常の場合、火葬場の待合室を斎場として使用していただくことは出来ないこととなっております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 出来ないということですが、この特別な事由がない場合であっても、斎場としての使用は考えていただけないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等については、地元とのかたい約束というのか、そういうものでこういう火葬場を建設をさせていただいたという経緯がございます。こういう問題等について、やはり地元と協議をしながらやってきておりますから、今、嶋田議員

がおっしゃるように、確かにこの火葬場をつくる時には、議会の視察等色々と我々としては先進地を見させていただいて、これからの時代は、やっぱり待合所をつくって、火葬もその日に1時間ほどで火葬が出来るということで、その間に待っていただくということでやってきたわけでございますけども、そういう覚書を交わす中で、やはり地元の方々と、仮にこれから、近隣も最近では、平群町でも「野菊の里」とか、あるいは王寺・上牧・河合の斎場も出来ておりますように、そういうことを現状から考えますと、地元にもそういう話をさせていただいて、昨今は家族葬がふえつつありますから、そういうことも考える中で、地元の方々のご理解というのか、こういう関係等についてはやっぱり地元の理解を得なければそういうことは出来ませんから、そういう点について、また今後、これからまた地元とも協議をさせていただいて、地元の方々がそういうことについてご理解をいただくのか、いや、それは当初のことでなかなかそれは出来得ないとおっしゃるのか、そこらを一遍これからまた整理をしながら話し合いをさせていただく。

ただ一つ、今、西本部長が申し上げたそのことは、我々としては守っていかざるを得ない。やっぱりそういうことで、あこで火葬場をさせていただくについて、なかなか起工式も思うようにいかなかった。しかし、起工式がいったからは、皆さん方のご理解を得ながら、今現在、稼働させていただいてますけども、これについても地元の方々のご理解、ご協力なければ、なかなか到底出来得ないと思っておりますので、今後、そういう点については、地元にも入ってそういう話をさせていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 地元との約束があるということですので、地元のご理解を得られるように鋭意努力していただきまして、将来的には斎場としての利用を出来るようにご努力いただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

最近行われた全国世論調査から、今住んでいる地域で大地震が起こるのではないかと不安を感じている人は、国民全体の75%にもなっております。我が斑鳩町においても、ほんまに大丈夫やろうかという不安の声をよく耳にします。災害が起こった時の重要なテーマである災害物資の備蓄について、今現在の備蓄品の内容及び量の状況につい

て、もう一度教えてください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在の町の備蓄状況についてのご質問でございます。

災害時の備蓄につきましては、家屋の損壊、焼失等によりまして、水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民の方に対しまして、必要な物資の供給を行うため、年次計画に基づき災害備蓄品の整備を行っているところでございます。

現在の備蓄数につきましては、乾パン・ビスケットが6,380食、アルファ米が1万3,750食、うちアレルギー対応のアルファ米が900食、食料として合計2万130食を備蓄し、粉ミルク950グラム入り24缶、毛布3,050枚、紙おむつが、乳幼児用といたしまして3種類のサイズの合計で3,000枚、同じく大人用といたしまして2つのサイズの合計で570枚を備蓄しております。

次に、避難所設備の備蓄といたしましては、身体障害者対応の仮設トイレ20台、発電機、投光機といった照明機材が20セット、応急給水を行うための給水タンク、これは0.5トンですけれども2個、給水バッグ、1トン用ですけれども15個、ポリパック、10リッター用ですけれども4,800枚、仮設給水栓6栓を備蓄いたしております。

また、本年度におきましては、災害発生時等におきます救助活動の円滑化を図るため、救助に必要なバール、のこぎり、担架等の資機材や、その資機材を備蓄するためのコンテナを設置する予定でございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えによりますと、少し毛布の数が他のものに比べて少ないようですが、これからも計画的に整備のほどよろしく願いいたします。

それでは、斑鳩町が他の自治体に比べて災害時の備えは充実しているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 県内の市町村に比べまして、災害時の備えはどうかとのご質問でございます。

町では、平成16年10月に奈良県において取りまとめをされました第2次奈良県地震被害想定調査報告書におけます、斑鳩町における最大予想避難者数約9,000人の数値をもとに、食料につきましては、最大予想避難者数9,000人の1日3食分2万7,000食を、毛布につきましては、1人1枚として9,000枚を目標に、それぞ

れ想定されている被害状況を勘案し整備を進めているところでございます。

県内の各市町村との比較につきましては、想定される被害状況が各市町村により異なりますことから、一概に数量のみで比較することは困難であります。「地方防災行政の現況」の統計資料から申し上げますと、県内の市町村で乾パンを備蓄しているのが29団体、アルファ米を備蓄している市町村は21団体、毛布を備蓄している市町村は39団体となっております。

県内の全市町村の備蓄量の合計と当町の備蓄量につきまして、人口比の割合で比較を行いました場合につきましては、その備蓄数の人口割では、当町の備蓄割合は高くなっている状況でございます。

また、仮設トイレにつきましても、備蓄を行っている市町村は、県内で19団体となっております。

こうしたデータから見てまいりますと、当町の備蓄につきましては、県内の他市町村と比較し、概ね充実しているものであると考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 他の市町村に比べても備蓄割合が高いということに安心いたしました。特に、仮設トイレを充実していただいているのは、評価出来ると思います。

では、具体的に、現在の状況で災害時の各ライフラインが復旧するまで十分な備えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 備蓄についての、災害時の各ライフラインが復旧するまで十分な備えになっているかのご質問でございます。

当町の備蓄につきましては、先ほど申し上げました斑鳩町における災害予想避難者数をもとに、食料関係につきましては1日分の備蓄を行っているところでございますが、奈良県におきましても、県内の最大予想避難者数をもとに、1日分の食料関係の備蓄を行われておりまして、町、県を合わせまして2日分の食料関係の備蓄となっております。

さらに、こうした備蓄とは別に、友好都市であります兵庫県・大阪府両太子町、長野県飯島町と災害時等相互応援に関する協定を、JA奈良県農協、イオン株式会社西日本カンパニー、敷島製パン株式会社とは、食料や生活必需品の確保に関する協定を結び、必要な物資の確保に努めているところでございます。

また、ライフラインに関しましては、奈良県及び県内全市町村と水道災害相互応援に

関する協定を締結すると共に、社団法人奈良県高圧ガス保安協会とは、災害時等におけるLPガスの優先供給に関する協定を締結し、各公共施設の避難所としての機能の充実を図っているところでございます。

最近の国内での災害発生時の状況から申し上げますと、地震災害などの大きな災害が発生した場合、全国各地から様々な方法を用いまして被災地への救援物資が届けられ、早ければ災害発生の翌日、遅くとも災害発生の2日後には被災地に救援物資が届けられているところでございます。

こうしたことから、当町の現在の備蓄量に関しましては、災害発生時、各ライフラインが復旧するまでの間の備えとして満たしているものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） なるほど、最大予想避難者数になっても、町が1日分、県が1日分持っていていただいているということになり、各ライフラインが復旧するまで何とかなるし、またそれ以後全国から救援物資が届けられるので大丈夫とのことですが、災害は予想を超えることも考えられます。これに安心せず、災害の備えを今後ともよろしく願います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

住民の生活の目線で行政サービスをわかりやすく理解するために、深く落とし込んだコストを教えてくださいませんか。

まず初めに、家庭から出るごみ1袋当たり処理するのに、幾ら経費がかかるのかを教えてください。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） このご質問によりますいわゆる行政サービス、住民にわかりやすいコスト分析についての考え方につきましては、各部にわたりますから、私が答弁をさせていただきますことをご理解願いたいと思います。

初めに、先ほど申されました家庭から出るごみ袋1枚当たりの経費についての質問でございますが、本町では、可燃ごみ袋で45リットル相当、30リットル相当、20リットル相当の3種類、不燃ごみ袋で、45リットル相当、30リットル相当の2種類の指定袋を販売しております。各サイズの指定袋を45リットル相当袋に概算いたしまして、袋1枚当たりの処理経費ということで報告をさせていただきます。

まず、家庭の可燃ごみであります。平成19年度では、3,894.13トンの排

出があり、指定袋の交付枚数が、45リットル相当の換算で64万7,658枚となっており、1枚当たりでは、約6キロの可燃ごみが排出されるということになります。平成19年度では、可燃ごみに要した直接経費が1キロ当たり38.1円となっており、1袋当たり約229円の経費を要していることとなります。

同じような算出方法で、平成18年度では、1キログラム当たり直接経費が39.1円で、1袋当たり約235円となります。

次に、不燃ごみにつきましては、平成19年度では461.34トンの排出があり、指定袋の交付枚数が、45リットル相当換算で8万9,476枚になり、1袋当たりでは約5.2キログラムの不燃ごみが排出されていることとなります。平成19年度では、不燃ごみに要した直接経費が1キログラム当たり106.6円であり、1袋当たり約554円となります。

同様の算出方法で、平成18年度では、1キログラム当たり92.7円で、1袋当たり約491円となっております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の答弁によりますと、可燃ごみは1袋当たり約250円、不燃ごみが約520円ぐらいかかっているということです。このようにわかりやすい数値で説明していただくことにより、行政サービスが身近なものに感じられました。

それでは、他に、住民票の発行コスト、町民プール1回の利用コスト、及び図書館の1冊当たりの貸し出しコストが幾らになるのか、教えてください。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この住民票の発行コスト、町民プール1回の利用コスト、及び図書館の1冊当たりの貸し出しコスト、これにつきましては、平成19年度の実績をもとに、人件費を除きまして直接経費で説明をさせていただきます。

初めに、住民票の発行コストについてでございますが、印刷用紙や電算ソフト使用料等の経費として423万473円がかかっており、発行枚数は、役場窓口で8,615枚の発行としております。このことから、住民票1枚当たりの発行コストは、491円となります。

次に、町民プールの利用コストでございますが、運営にかかりました経費が650万7,726円であり、入場者数は6,727人となっております。このことから、町民

プール入場者1人当たりのコストは、967円となります。

最後に、図書館の貸し出しコストでございますが、運営にかかりました経費が5,919万9,879円であり、貸し出し総数は40万1,661冊となっております。このことから、貸し出し冊数1冊当たりのコストは、147円となります。

以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 住民票は、住民利用コストに比較的近い数値やと思いますが、町民プールは、住民利用コストに対し何倍もコストがかかっていることがこれでわかりました。また、図書館の貸し出しコストは、1冊当たり147円とのことですが、なるほどこれぐらいのコストがかかるもんやねなというのが、今、わかりました。

それでは、これらのコスト分析を落とし込んだ数値から、例えばごみ1袋当たり何円かかっています、皆様のさらなる資源化、減量化のご協力をお願いいたしますというようなメッセージを発信することが出来ないでしょうか、お答え願います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 本町では、家庭のごみの収集につきましては、一部委託をしておりますものの、大部分は直営で行っていることから、ごみの減量状況がすぐに処理経費に反映されないということ、また可燃ごみにつきましては、ごみ焼却施設の整備、補修状況などにより処理経費が年々変動することなどから、これまでの自治会別環境問題学習会や町広報紙等で、住民の方々にごみ減量化・資源化へのご協力をお願いする際には、ごみ収集量の推移などを示しながら行ってまいりました。

しかしながら、ご指摘のように、コスト意識を持っていただくことも、ごみ減量化・資源化の推進には必要であろうと考えておりますので、今後、処理費用の推移なども住民の方々にお示し出来るような方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） ごみの資源化・減量化の推移は、今後の地球環境を考える上で欠かせない課題でありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に、ごみ処理にかかるコストについてはわかりましたが、その他の事業におけるコスト分析について、町の考えを教えてください。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 町の事務事業は、基本的に町民の皆様の貴重な税金をもとに展

開されていることから、すべての事務事業においてコスト面を意識した運営が必要であることは言うまでもありません。

一方、町の事務事業に有する公益的な性格を考慮すると、すべての事務事業がコスト分析の結果だけで運営出来るものではありませんが、コスト分析は、事業方針を決定する上で有効な手段の一つであることも認識しております。

このため、本町では、平成12年度に貸借対照表の作成に取り組むと共に、平成13年度には目的別、予算科目で言えば款別の行政コスト計算書作成に取り組んでまいりました。さらに、平成15年度決算資料の調製から、「主要な施策の成果」におきまして、予算科目の目ごとに前年度と比較出来る形で、「住民1人あたりの額の決算額」を表示しているところでございます。

町税収入や地方交付税の大きな増収が期待出来ない現状の中で、安定的な財政運営を行っていくためには、職員一人ひとりが事務事業の効率や成果等についての意識改革もさることながら、何よりも住民の皆さんのご理解とご協力が必要となってまいります。

そうしたことから、町広報紙等を通じた行財政情報の提供はもとより、住民負担の公平性を確保するための収納対策や、積極的な行政内部の改革などに取り組むと共に、今後におきましても、質問者がおっしゃっておりますように、住民の皆さんに身近な事務事業につきましては、その内容や経費などの情報をよりわかりやすい形でお示しするなどして、町民のご理解を願いたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） このコスト分析は、町民への税の還元感と各職員のさらなるコスト意識を高めると共に、公共料金の価格設定の妥当性を議論する際の材料になるはずで、今後の色々な啓発に役立てていただくことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

午前10時20分まで休憩いたします。

（午前 9時57分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、始めさせていただきます。

生き生きプラザ斑鳩、正式には斑鳩町総合保健福祉会館ですが、住民の皆さんに、ちょっとプラザへ遊びに行こかというように言ってもらえるようになれば、このハコモノは半分成功したようなものではないかと思います。しかし、何事も初めが肝心でありまして、まずこの会館の望ましい運営のあり方について伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 総合保健福祉会館生き生きプラザの望ましい運営の姿ということでございます。

この生き生きプラザの建設に当たりましては、これまで整備検討委員会、また各種関係団体によりますワークショップなどを開催して、広くご意見も賜り建設を進めてまいりました。

この生き生きプラザ斑鳩は、特定の方だけの施設とするのではなく、すべての町民の皆様がご利用をしていただくことによりまして、安心して子どもを産み育てられ、心も体もリフレッシュしたり、自分の健康を見直したり、また健康や福祉について学んでいただき、誰もが生き生きと安心して健康に暮らせるまちづくりを目指すため、住民皆様からのご意見、ご要望も取り入れ、多様な機能を備えた施設として開館いたしました。

今後、いかにして末長く多くの町民の皆様にご利用をしていただくかという施設の運営面につきましても、総合保健福祉会館運営会議におきましてご意見等を賜り、より多くの皆様に親しまれる施設にしてまいりたいと、このように考えております。

また、来館をされます住民の皆様には、常に明るく、親切、丁寧を心がけ、笑顔で接し、来館者の皆様にさわやかな気持ちで施設をご利用していただきますよう、職員が一丸となって努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 住民の期待も大きなものがあると思います。

私の質問要旨にありますとおり、1番の総合福祉会館、それから5番は火葬場についてと、大変、ちょっと多過ぎたかなと思うようなあれなんですけども、なるべく私も短く質問させていただきます。

この会館の工事中に、住民の方々から、小吉田の方で何か工事してるけどあれは何ですかとよく聞かれました。かなり行政に通じておられると想像していたような方にも聞かれました。いきいき何とかというあれの大型のもので、お風呂とかあるんですかねとか、

色々聞かれました。今、完成しておりますけども、今、住民さんにアンケートをとったとしても、恐らく住民の大半は、どんな目的を持った建物か正確に言えるという人は少ないと思われまます。

行政は、広報が大切です。由らしむべし、知らしむべからずというようなことでは、そしてまた、いつの間にかハコモノが出来てしまっていたでは、住民本意の行政とは言われません。それで、これまでの広報の仕方、そしてこれからの広報について、その姿勢をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 生き生きプラザ斑鳩のPRにつきましてでございますが、町の8月号広報で特集を組み、施設の紹介とあわせ、オープン記念事業の催しの紹介をさせていただきます。そのおかげで、8月の29日の午後からと、8月30日の見学会には、総勢約550人の方がお越しをいただいております。

また、9月にはより多くの方に生き生きプラザを知っていただくために、通常保健センターで行っております各種検診事業等をこの9月に集中させまして、多くの住民の皆様は足を運んでいただこうと考えております。明日6日と13日の土曜日につきましても、臨床心理士の先生の講演会や子育てに関する講演会の開催、調理実習室でのヘルシー料理教室、親子クッキング、エントランスホールでのボランティアによりますミニコンサートなどの催しを予定をしております。

また、保健事業で小地域福祉会や老人憩の家に出向く際にも、生き生きプラザをPRしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 昨日も現地へ行ってまいりました。それから、機会を求めて行っております。なかなか、思った以上に明るくていい施設が出来たなあ、さすが自分の住んでいるところ、斑鳩町だなあと感心しておりました。

近隣の自治体などの類似施設を見ますと、中には、事務所以外の部屋は閑散としていて、活用されているようではなくて、これは明らかにその自治体の失敗作だと思うようなものが多々ございました。一番不幸なのは、そこの住民だろうと思います。

斑鳩町としては、この建物は一番最後に建設されたものであります。自治体の中では、何年も前からやっけてきているところもありますし、そういう意味では、斑鳩町としては、このハコモノについては失敗が許されないというように思っております。

このような観点から、いかにしたらこれが本当に成功と言えるのか、その辺を伺っておきます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先ほどの答弁と少し重複をいたしますけども、この生き生きプラザを建設するに当たりましては、整備検討委員会、また各種団体によるワークショップを開催し、広くご意見を賜りました。また、先進地や近隣の類似施設も含め調査研究をさせていただきました。

その中で、住民の皆さんの声、あるいは要望を聞き、取り入れられるものは取り入れていくという、本町のニーズに合った施設をつくることが一番大切であると考えております。

町としましては、大きな費用を使って建設した施設でありますので、いつまでも大切にし、乳幼児、障害者、高齢者まで、誰もが幅広く世代を越えて、一人でも多くの町民の皆様にご利用いただき、コミュニケーションの場、心の福祉をはぐくむ場、また健康をはぐくむ場として、気軽に楽しく大いに活用していただきたいと考えております。そのためには、利用者のニーズを考え、常に開かれた生き生きプラザ斑鳩としての運営を心がけてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 例えばこういう使い方はどうでしょうか。最近、ウォーキングをしている方がたくさんおられます。あそこの前を通過して、夏ですと、暑い盛りですので、ちょっと寄って涼んでいこうとか、冬ですと、ちょっと寄って温まってまた歩きにしようとか、こういうような使い方も出来るのかどうか、その辺も伺いますと同時に、続いて具体的な運営について伺います。この会館のスタッフについて、例えば色んな機関が3つぐらい入っておられますけども、スタッフの数とかについて説明してください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 会館のスタッフの数でございますが、今、生き生きプラザ斑鳩では、大きく分けて、保健センター（健康対策課）と社会福祉協議会、地域包括支援センターの3つの事務所が入っております。

現在、保健センターの職員は13人、社会福祉協議会の常勤の職員が12人、地域包括支援センターの職員が4人となっております。これ以外に、会館内には、子育て支援センターとしまして、子育てルーム、療育ルームがございますが、これは町の臨時の指

導員3人、またボランティアの方によっても運営をされております。

喫茶コーナーにつきましては、町内の障害者施設虹の家とあゆみの家の共同で運営をお願いしております、施設のメンバーさんやその保護者の方が運営をされております。

また、総合窓口での来館者への利用案内、貸し館業務などの管理業務、また空調機器、給排水などの設備管理業務、館内外の清掃業務や水質検査などの建築物環境衛生業務、植栽維持管理業務などの管理につきましては、総合委託ということで、全館を一体的に管理していただいております。この総合管理につきましては、民間の管理会社に委託しており、延べ4人の従事者となっております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、この建物の最終的な建設費は、合計幾らになりましたでしょうか。また、年間の運営にかかる経費については、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この会館の総事業費でございますけども、用地費と建設費を合わせまして約16億2,500万円となっております。

また、今後の年間の維持管理にかかります経費でございますけども、平成20年度ベースで申し上げますと、平成20年度では、9月から3月末までの7カ月間で約2,600万円を見越しております、主なものといたしましては、光熱水費が950万円、総合管理委託費が870万円等となっております。なお、21年度につきましては、1年間ということで、約4,000万円程度になると見ております。

なお、何分オープンしたばかりでございまして、光熱水費等におきましても実績がない状態でございますので、今後、きちりとした数字を把握し、適正な管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今、コスト、コストと言われる時代でございますけども、こういう施設においては、費用対効果、その点ばかりでいくわけにはまいらないと思います。使うところには大胆に使うと、こういう発想も、こういう時代だからこそ必要ではないかと思えます。

それでは、次に、会議室とか視聴覚室の機器の取り扱いが誰が行うのか、これを伺っておきます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 大会議室や会議室、視聴覚室に備え付けております音響設備でありますとかプロジェクター等につきましては、その部屋をご利用されます方に取り扱いをお願いしたいと考えております。ご利用されます方が、誰もが簡単に操作出来るように簡単なマニュアル等を作成しまして、それに基づいて操作していただくようにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 次に、歩行浴について伺います。膝とか腰の悪い人が大変このごろ多いんですけども、例えば私が医者で歩行浴をした方がいいよと言われた場合に、このプラザへ来た場合に、どのように指導してもらえるのでしょうか。その辺と、もう一つ、委員会でも言いましたけども、浴槽に入るために、大変高い、何センチぐらいあるんですかね、30センチはないと思うんですけども、あそこを越えなければなりません。つまり頭から落ちるようなことがあると私は思いますけども、その辺、ちょっと高すぎるなあとは思うんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 歩行浴につきましては、第一義的に健康・体力づくりや介護予防を目的としてつくっております。利用されます方は、一人で歩行浴が出来、必ず水着を着用していただける方といたしております。

確かに、歩行浴は、水の浮力により体重の影響が少なくなり、関節等への負担が軽減されると聞いておりますけども、生き生きプラザ斑鳩の歩行浴は、医師の診断書や理学療法士の指導のもとに行う治療やリハビリ訓練を目的とするのではなく、筋力低下の予防など健康づくりや健康増進のための歩行浴と考えており、膝の悪い方への指導とかりハビリ訓練などのことにつきましては、現在のところ考えておらない状況でございます。

また、階段が30センチ近くあるということでございますけども、これにつきましては、設計の方におきまして、この歩行浴の中で水が対流します。そういった中で、その30センチ近くの階段をおりられない方につきましては危険が伴うということで、その設計につきましては、そういった危険防止も兼ねて30センチ近くの段差をつけているということでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。専門的に言えば色々あるだろうと思います。素

人から見たら高いなあと、こう思ったわけでありませう。

それから、実は調理実習室を使っておりますと、最近使った方に言わせますと、お互いの声が届きにくいと。会話してても、大きな声で言ったりしなきゃならない。その理由は、天井にある空調の空気を吸う施設の騒音だろうと、モーターが入ってますんで。それは、今後の課題としていただきたいと思っております。

もう一つ、太陽光発電設備について伺います。

この建物では、屋根のちょっと人目につかないようなところに、家庭用と同じような5キロワットのシステムが取り付けられております。これは、太陽の反射光とか景観の問題でああいう場所につけているんだというように理解しておりますけども、実は今では太陽光発電も大変進歩しておりますして、付近の住民の皆さんとかに影響を与えないような、あるいは景観にも十分耐え得るものが出来てきております。

私の家でも備え付けてありまして、例えば、今、100万円貯金したら幾ら金利になるか私は知りませんが、数十円かなと思います。太陽光発電ですと、7万から10万円分の発電を期待出来ます。そういう意味で、元を取るという観点から言えば、結構、私も年ですから、何歳まで生きるかわかりませんが、何とか元を取るんじゃないかなと、今、思っております。

この方面では、日本が一番進んでおりました。ところが、去年あたり西ドイツに抜かされました。それは、政府の対策が日本が負けたんだそうです。西ドイツは高く、非常に高い値段で買い取るということになっておりまして、それに対して日本としては、来年度からまた家庭のこういう発電装置については補助を開始すると。民間だけではなくて、公に備え付ける場合には、また色々と考えて、ぜひ太陽光発電世界一を取り戻そうというところだそうです。

メーカーの方もそれにこたえまして、機器の値段を現在の半額にすると。それは、3～5年の間には半額に出来る、こういうふうに発表しております。

ですから、今は難しいかもしれませんが、将来は見通しが明るいと思いますので、今からちょっと心がけておかれた方がいいかなと思います。

それでは、大変早口で申しわけございません、総合保健福祉会館については、以上にさせていただきます。

次に移らせてもらいます。題名は、激甚災害時の広報についてとありますが、①番の音声遠隔装置（広報スピーカー）と警報サイレンについて。

これは、去年、同僚議員さんが質問されておりまして、またそれとちょっと違う角度からと思ってましたが、恐らく時間が押すだろうと思いますので、②番の地震速報について、ここから質問させていただきます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地震速報についてでございます。

町公共施設におきます緊急地震速報受診装置の設置状況についてのご質問だと思いません。

8月より、町役場庁舎をはじめ保育園、幼稚園、小中学校におきまして設置を進めておりまして、現在、稼働テスト等の最終確認を行っているところでございます。間もなく、先ほど申し上げましたすべての施設におきまして、本稼働を予定しているところでございます。

運用方法につきましては、震度4以上の地震の発生が予想される速報を受信した場合、各施設の放送設備を自動起動をさせることなどによりまして、その情報を速やかに伝えることで、大規模な地震発生時の被害軽減を図ることといたしております。

また、こうした装置の設置にあわせまして、今後、各施設において、緊急地震速報に対処するための訓練を実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今では防災携帯というものもありまして、どこまで科学は進歩するのかと、便利になったもんだと思います。こういうことによって、例えば数秒前に予知して、とっさに行動して、例えば1人の命が助かっただけでも十分、例えば学校などでは、1人か2人助かっただけでも、全員助かれば最もいいわけなんですけども、この装置取り付けられた価値はあるだろうと思います。

今、地震の予知、例えばどこで起こるかというのは、最近、岩手県とかあちらこちらで、起こるべきでないところで起こったりしまして、科学者も地震予知は不可能であるというように、新聞記事で見たことがあります。しかし、予知は出来ないけれども、発生した場合には、数秒から10秒以内でその予知、地震が起きたということは出来るだろうと。その方面については、またこれからだんだん進歩していきだろうと言われております。

学校などでとっさに机の下に隠れる、こういう緊急の時間があるだけで、大変違うものと思います。もっとも、中国の震災のように、建物そのものが崩れるようなことがあ

れば大変なんですけども、日本の場合は、政府も色々と公共物の耐震の補助もちゃんとやっておりますので、きっとこの二段構えで、助かる命も多いと思われま

す。続いて、③番の集中豪雨（ゲリラ豪雨）による浸水被害についてどう対応するかという質問をさせていただきます。

この集中豪雨による緊急の場合の自治体側のソフト面のいわゆる庁内体制は、どうなっておりますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この質問につきましては、昨日の飯高議員の質問にも詳しく答弁をさせていただいておりますが、さらに一般的に町が行う緊急対応について答弁いたします。

この8月の末日、これは愛知、関東、そして全国的に時間雨量が100ミリを超える集中豪雨に見舞われました。全国各地で浸水等大きな被害をもたらしており、しかも愛知県岡崎市では、1時間雨量が147ミリという想像もつかないゲリラ豪雨に見舞われました。

本町におきましても、こうした1時間に50ミリを超えるゲリラ的な集中豪雨は、今の気象状況から考えますと、いつ起こるかわからない状況と言えます。こうした1時間に50ミリ以上の雨が町内に降れば、斑鳩町内の低地では、河川、また水路の排水機能が果たし切れず、内水氾濫を起こします。というのは、水路の機能が完全でないから、その上を水があふれるという内水氾濫を起こすわけでございます。そしたら、大きな浸水被害が生ずることが予想されます。

こうしたことが起こることを常に予想し、全職員が危機管理意識を常に心がけると共に、斑鳩町地域防災計画を適切に熟知し、住民の生命、身体、財産を守ることがまず先決であり、そうした対策を講じることをまず考えなければならないと思います。これは、斑鳩町地域防災計画に詳しく、町の対応方法、また対処の仕方については定めております。

そしてまた、本年の5月11日に、平成20年度大和川合同水防演習が国交省の主催により大和川で実施されました。洪水から身を守るための演習をされたところでございます。この水防演習には、多くの地域の方、そして行政、消防、警察、議会等も参加し、その実習に参加することによって、水防思想の普及の徹底、そして水防に関する理解と協力を求め、水害の未然防止、または軽減を図る活動をされたところでございます。こ

うした成果を、もしもの時に住民は生かしていくことが大切ではなかろうかと、このように思うわけでございます。

また、各家庭に対しまして、斑鳩町洪水ハザードマップ、こういうようなものを配っておるわけです。この中には、詳しく住民による対応を書いているわけですね、初期活動の対応を書いている。それを十分常に住民は熟知して、そしてその対応を、もしもの時にはその対応を図っていただきたいと、このように思うわけでございます。

そういうことで、常に、我々も先ほど申し上げました斑鳩町の地域防災計画に基づいて適切にやると同時に、住民の方々も、今、私が申しました演習とかを含め、またハザードマップの中の内容を十分熟知していただいて、適切な対応をとっていただきたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 豪雨の際に大和川の方を見ますと、大和川の川の面が見えるんですけども、川の方は全然ふえていないのに、私どもの地域ではこの間大阪ガスの工事がありまして、道路が大変きれいに滑らかになりました。そこが川のようになって低地の方へ流れていきまして、ちょっとした子どもさんなどは、もしかしたら道路を流される、道路が川になってしまうということで、危険があると思いました。

私どもの地域の方は、何年か前から、豪雨のたびごとに写真を撮ったものがあります。それを、恐らくこれ役場の方にも、担当課の方にも提出されていると思いますけども、年ごとに水位がふえてきております。ここにたくさん写真がございまして、これ川じゃなくて町道なんですよ、これが。次へ行きますと、車がこうして水没している。新車が2台も床上に浸水して電気系統がだめになってしまうと。こういう本当に、ちょっとおそろしいなあと思うようなことが起こっております。

これがまた、年々水位が上がっていくというところに怖いなと思うところがあります。恐らく、先ほど副町長が言われたように、排水の方の能力が豪雨についていかないと、こういうことだろうと思いますけども、これをただ豪雨だからといって手をこまねいているわけにはいかないと思います。人にやさしいまちと言いますが、まず災害に強いまちということを経験しなければならぬのではないかなと思います。

この点、今後、こういう地域は斑鳩町内にもかなりあったんではないかと思うんですけども、それについて、災害に強いまちづくりとして、河川だけではなく、まちの中の洪水ですね、これについてどう対応していこうと思われそうですでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 今、本町の治水対策におきましては、昭和40年後半から、都市下水路を中心に各地の用排水路の改修を行ってまいりました。これまで浸水いたしました地域の浸水改善に努めてきたわけでございます。以前は、昭和40年代は、非常に興留、駅前地域が腰まで水つかるといような状況でございました。こうした改修によって、水路の排水を可能とし、そして十分とは言えないものの町内の排水に力を入れたわけでございます。

また、県河川三代川におきましても、県の努力によりまして、随時拡張に伴う用地買収を取り組んでいただいております。

質問者がおっしゃいましたように、我々といたしましては、こうした排水機能が果たせないような強い豪雨に対しては、どうすることも出来ない場合もあります。ただし、部分的に改修することによってその排水機能を果たせる、またショートカットしてもそれが果たせるということの状況においては、それは改修に努めていきたいと、このように思います。

そして、やはり住民の生命、身体、そして財産を守るためにも、やはり災害に強いまちづくりをしていかなければならない、このように考えてます。これは、地震対策についても同じことでございますから、そういう対策をこれからも講じてまいりたいと、このように思います。

町としては、集中豪雨によって浸水した箇所について、どうすればこのところの浸水が解消出来るかということのを常に検討して、そして先ほど申しましたような形で、一部分の改修、またはショートカットをこれからも予算の範囲の中で進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ぜひ早急に対策を考えていただきたいと思います。例えば今晚でもそういうことが、こういう事態が起こっても何の不思議もありません。

それから、もう一つ、このように水がつかりますね。それで、雨がやみますと、あっという間にまたこれが引いていくわけです。その際の恐ろしいことは、側溝を通じて排水路にもすごい勢いで水が吸い込まれていきます。それは、排水の設備がちゃんと機能しているということではあるだろうと思いますけれども、そこで例えば子どもさんが自転車に乗って倒れたとか、そんな場合には、当然これ流されるだろうと思うような勢

いであります。

国道25号の道路の下の暗渠に、人なら十分吸い込まれそうな場所がありまして、今、それについて、関電さんとか、その場所は斑鳩町ですし、それから国道の下ですので、どこへお願いしたらいいのかと思って、今、あちらこちらと走り回っているところでございます。そういう場所が、恐らく何か所かあるのではないかと思います。こういう命にかかわるような場所から、先に手を打っていただきたいと思っております。

以上で、この集中豪雨による浸水被害については終わらせてもらいまして、次に斑鳩バイパス予定地の発掘が行われておりまして、そこにかかる文化財の、3月8日に一部限定された現地説明会が行われました。その後、私は常任委員会とか6月議会とかで、ぜひ、もうちょっと広く町民に知らしめして現地説明会を行ってほしいと発言させていただきました。それなりの、榎考研さんとか国とか県とかにも行きまして、ぜひお願いしたいというふうに申しておきました。これに関して、現地説明会に取り組んだ町の協力体制はどういうものだったのでしょうか、ひとつ伺っておきます。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 19年度では、色々吉野議員にご迷惑をおかけする中で、今回のバイパス予定地における発掘調査の現場説明会を実施させていただいたところでございます。

19年度につきましては、今、稲葉車瀬地区におきまして用地買収が進んでおりまして、道路改良工事を進めていただくために、文化財発掘調査は国から奈良県に業務委託をされております。奈良県立橿原考古学研究所によりまして、調査が実施されておるところでございます。

発掘の結果につきましては、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館におきまして、県内で発掘された資料などが展示公開されておりました、多くの方々にその成果を知っていただけるよう努めています。昨年の稲葉車瀬区間のパークウェイ事業における発掘調査についても、展示されております。これは、「大和26」というテーマで、9月7日まで開催をされているところでございます。

現地説明会の実施につきましては、以前から申し上げておりますように、遺物、遺構等の出土状況によりまして、調査機関である奈良県立橿原考古学研究所において、現地における説明会が適当と判断された場合に実施されております。その場合、町としても、国や県とも調整し、住民周知等可能な限り協力を行っていきたいと考えておるところで

ございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） この発掘現場は、今日、朝、参りますと、大体10日以内に終了いたしましたして、また土で埋められてしまうと。そして、道路ですから、いずれアスファルトで固められてしましまして、今、見なければ、恐らく斑鳩の人たちは、永久に目につくことはないと思われます。これまさに今見れば、片桐且元の陣屋跡とか、それから昨日行きましたら、内堀は当然図面に残っておりますですからわかりますけども、外堀とおぼしき跡が出てきました。それを見ておりますと、これを全部埋めてしまうのは、道路の工程からしようがないかなと思うんですけども、今、ぜひ、実際にこの目で見るといふ感激はまた別のものでありまして、残念だなと思っております。これがこの地域の歴史に触れる最後になると思うわけで、特に私が、今、一番見せてあげたいといふか見てもらいたいといふのは、次の世代を背負う小中学生、あるいは高校生たちです。いずれ発掘した成果としまして写真とか文章に残るだろうと思ひますが、それとは全く違う次元で、大きな感激を持って、将来のためにもなるだろうと思ひます。

そういう意味で、樞考研の担当官に言ひますと、私たちがぜひそうしていただきたいと思ひておりましたと、現在でもそう思ひております。それで、発掘中でも担当官は監督してますので、その人のところへ行って、何人でもいいからひとつ見てやってくださいと、樞考研としても大変望むところだと、こういう回答でございました。

あと1週間しかないわけですので、子どもさんたちの愛郷心を育てるといふ意味もありまして、歴史文化は行政のものではないと、これはこのごろ特に強調されて言われておるものであります。

ここで、行政とは一線を画した独立した機関として教育委員会というものがあります。教育委員会、この方面では、子どもたちに見せるといふような意味では、教育委員会の意向といふものが大切だろうと私は思ひますけども、その観点から、ひとつ教育長さんとしてはどうなのか、ご発言願ひたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 文化財につきましては、確かに子どもたちにも、将来的に斑鳩で住む子どもたちをやっぱり育てる意味でも、町内を知るといふことは大変大事だといふふうにお思ひております。

これについては、やっぱり学校の教科としてのとらえ方をしていかなければならぬ

という面もございますので、そうした点で学校の教科の時間との調整というものになってまいります。そうした中で子どもたちに見せていくということになるかと思えます。

私たちは、藤ノ木古墳という日本の宝、また斑鳩町の宝として存在するものについて、子どもたちには十分理解するという意味でも見せていくという、これは教科の中で取り組んできたところがございますが、ああいった一般的な発掘については、なかなか時間的な調整というのは非常に難しゅうございまして、今日まで現場に行ってみせるということもいたしておりませんし、また子どもたちに見せるとなると、相当現場の設備といえますか、対応が非常に難しい。足場の問題もありますし、色んな機械も入っておりますし、そうした場合の怪我ということもございますので、そうした点でやっぱり相当見学の準備をしていただく必要があるだろうというふうなことも考えますので、もしそういう対応が出来るのであれば、これは時間的な調整をしながら、あるいは一定の期間を設けていただいて、そしてその中で学校間の調整をしながら現場を見せていただくという事は可能だろうというふうに思います。

ただ、今日言うて明日子どもたちが見ようというのは、これは無理な話でございますので、その辺については相当な期間がかかってくると、準備の期間がかかってくる。そうすると、現場調査の予定日程が押されてきて見れないということもございますので、そういった点については、これからも現場と十分調整させていただきながら、出来るものはしていきたいというふうに思っています。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私も色々とあちらこちら走り回って調整などの関係伺っております、それはまた今のご答弁も無理はないかなと理解はしております。

もう一つ、あそこの現場のことで昨日お話いただいた、大変おもしろいというか感動したことがあります。あそこには片桐且元のお城がありまして、陣地も構築されておったわけでありまして。その後、恐らく稲葉車瀬の今の住んでおられる方のひいおじいさんかその前の代だろうと思うんですが、あの陣屋跡のかたい土を機械力もないのにあそこまで畑にしたというのは、日本でもないような根性だろうと感心しておりました。そういうことは現場を見ないとわかりませんし、そこは何か特別に遺跡、遺物があつたわけでもない。ただ、あれだけの土を今の稲葉車瀬の先祖さんが動かしたということは、聞いただけでも、これだけでも十分教育効果があるというか、思います。稲葉車瀬の地域からは、色んな人材が、現在もおられますけども、輩出されておりました、その源はこ

こにあったのかなあと私は感激してまいりました。

これ、くどくどと言っても始まりませんので、今回、あと1週間から10日あるそうです。担当官に聞きますと、ぜひ来てくださいと、歓迎します。例えば、先生が生徒を4～5人連れてきてというようなことも、大変うれしいことです。それが檀考研の一つの仕事なんですよと。学校の先生のOBの方に聞きますと、それは学校に直接言って、校長さんに話して、そしたら今日でも明日にも出来るやないかと、こんな話をされてまして、ああ、そういう方法もあるかなと思ってました。一人でも多く見てもらいたい、こういう私の気持ち、何とかまた教育委員会の方でも取り入れていただきましたらありがたいと思います。

次は、時間が迫ってまいりました、JR法隆寺駅関連について伺います。

法隆寺駅北口にも時計をと、こういう話は前から申しております。昨日行きましたら、売店の方が、北口だけでなく南口にももう1つわかりやすい時計があってもいいじゃないかと。それから、改札口を出た正面にもあった方がいい、こういうふうにお客さんたちは申してますと、こういう話でした。

モニュメントというものは、確かにモニュメントとしてのデザイン性もありまして、あれはあれでいいのかなと私は思いますが、モニュメントとしましては、まだほかにも、例えば踏切寄りの方に、大きな高い石がありまして、昔の法隆寺の写真には必ず載っております「官幣大社 広瀬神社 東南十五丁 昭和二年」とか、それから同じ高さで、大正7年に建てました「聖徳太子御建立法隆寺西堂伽藍」という立派なものがあります。これぐらいで、モニュメントとしては十分だったのではないかな。今さら申してもしようがありません。

それから、あのロータリーのところには、斑鳩町のモニュメントのような、広告塔のようなものがあります。そこには、「非核宣言のまち 世界文化遺産のまち 斑鳩」と、こういう立派なものもあります。それから、「暴力をなくし明るく住みよいまちづくり」、また別の面には、「人類共通の遺産 法隆寺・法起寺を未来へ」と、こういう立派な文面もありまして、これも立派なモニュメントだなあと私は思いました。

私の質問の内容は、ちょっと、今、はしよりましたけれども、この時計の設置については考えていただけるということで、次の質問させていただきます。回答していただけますでしょうか。よろしいですか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この北口の時計の設置につきましては、5月の建設水道常任委員会におきまして設置についての考え方を申しております。その後におきまして、地元や駅利用者の方々から、北口に時計があればという多くの意見をいただきました。それにおこたえするためにも、町といたしましても、設置に向け、今、場所並びに規格等について検討を行っており、北口広場整備の実施段階と合わせまして設置をしてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。それじゃ次に参ります。駅周辺の車道、歩道間の鎖についてと、こういうことでございます。

現地をよく立って見ておりますと、この鎖によく人がつまづいて、手をついたり鎖を揺らしたりしてございまして、あそこに立ってございまして、色んなバスの運転者さん、タクシーの運転手さん、乗客の皆さんに、私はフィールドワークといいますか、聞いて歩くの好きなもんですから、聞いておりますと、この鎖は要らないという人が大部分なんです。例えば、バスがそこに1台とまります。そうすると、出口、入り口がありまして、そこだけは鎖がないもんですから、そこから乗客は上り下りするわけなんです。ところが、そこへ、中間にもう1台、業者というんでしょうか、メーカーの車なんかとまらましてそこで乗り降りします。そうしますと、当然、鎖がないところへとめたりしますので、乗客の皆さんは大概その鎖を乗り越えて駅の方へ向かったり、また駅からバスの方に乗ったりすると。バスも、いつもそこ、場所を考えながら鎖から離れたところへとまったりですね、そうしていると。タクシーの運転者さんも、定位置へとまっていればいいんですけども、そうじゃない場合は、もしかしたらこれ要らないかもなという話がありました。

一番問題は、古美術商さんでしょうかね、たしか大谷さんとかおっしゃいましたかな、それから法隆寺駅前の駐車場がありますね、それから米田さんの自転車の整理場もあります。あちらの方面から来る方は、電車に乗られる、階段の方に来られる方は、皆あの鎖の上を飛び越えてくるわけです。何のためにこの鎖があるのかな。ほとんど全員なんです。行ってみてください。これは必要じゃないのかもしれない。もしかしてこれにつまづいてころんだりした場合にはどうだろうかと思ったりいたします。この点についていかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、聞いてますと、米田モータープールとか向こうの南口の関係の方があこを通られると。あこは、来られたら、横断歩道がございますから、横断歩道を渡れば絶対に大丈夫です。間違いないです。そしてまた、あそこには歩道が設置されてます。そういう点から、南のモータープールの方々はほとんど向こうの方を回って、こっち側へ来られるのは必ずこっちを回って、鎖のところを飛び越えるというのはほとんどないと思います。それは横断歩道を渡ってないか、あるいはそういう点についてご理解いただかなかつたら、いいか悪いかは別にしたかて、やっぱりあこバスのロータリーですから、一般の方は、一般の車はあこへとめられないということになってるんですから、そういうことを守らなかつたら、私はやっぱり、いいか悪いかは別にしたかて、つまづくからそれを外せとか、そういうもんじゃなしに、やっぱり守っていかなくつたら、基本はやっぱりロータリーとしての駅の機能を考えていかなくつたら、私はだめだと思えます。朝から子どもさんを整理しますけども、やっぱり皆さん方は、そういうルールを守っていただかなかつたら、朝からもずっと、言うたら、たばこの吸殻とかいっぱいありますよ。それを皆掃除をされとるんです、掃除を。

やっぱりそういうことも守っていかなくつたら、そういうものがあるから、自分に、見てたら当たるから、あこを飛び越えるから危ないからと、そういうことよりも、やっぱり横断歩道を渡っていただいてそういうことをしていかなくつたら、私はルールは守っていけないと思えます。そういうことを遵守していただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 恐らく町長さんもしっかりと現場を見ていないだろうと思えます。といいますのは、大阪方へ行く方の南口の階段の縁の方を私は言っておるのでありまして、米田さんの方、あるいは駅前駐車場の方から来る道には、横断歩道はございません。現地をしっかりと見て、私はあの場所がよく、6時半から8時半ぐらいまで、例えばカンボジアの募金とか立っております、常に見ております。その鎖の高さがどのぐらいあるか、ご存じでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 大体30から40程度やと。ただ、鎖の付け根のところは相当高いですけどね、こうなってますからね。

それで、先ほども町長がおっしゃいますように、我々があの鎖をつけたといいますのは、これはあこを利用される方々の安全のためにつけてるんです。これは、ご存じのよ

うに、歩道についてはガードパイプをつけますね。これは、歩行者の安全に対してガードレールをつけると。あこについては、やっぱり駅前の整備とマッチした鎖でやりましょうという、景観を考えてつけているわけですから、利用される方は、やはり鎖のないところを通っていただく。そういう心がけをしてほしいなど、このように思いますし、仮にそこを渡って鎖でつまずいてへたるということになったら、これは自業自得であろうと、このように私は思います。出来るだけやっぱり安全な形で通っていただくということに、利用される方は徹底をしてほしいと。

ただ、我々よくわかるのは、1分も惜しいという中での通勤者ですから、そういうことをされることはよく理解出来るんですが、皆さんが心がけていただきたいなど、このように思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） さすが副町長、鎖の高さをぴたりと当てました。そのとおりなんですよ、35センチから40センチの間隔なんです。そこは、ちょうどまたがろうと思えば誰でもまたげるとこなんですよ。そこにミスがありまして、つい直線に行きたい。特に朝の通勤時間帯ですと、5メートル先を回ったらいいじゃないかと言われたら、それは法の精神とか守らなきゃならないということで行くんだらうと思いますが、実際私は見てましたら、ほとんど皆さんその鎖をまたいでいきます。どうしてもそこを通れないというのであれば、鎖をもっと高くした方がいいかもしれんしね、その辺を、役所の発想というのは、今聞いて、大体私いつもそう思っているんですけども、人にやさしいまちって何だろうかと思った場合に、そういうことではなくて、現場をちゃんと見て、ここにあってもいいかなくてもいいか、そこら辺から、根本の基礎から考えていった方がいいかなと思います。

それから、法隆寺駅に関しては、すべてデザイン性ということがありますよね。確かに鎖であれば、デザイン性は確かにいいかなと思います。

それから、もう一つ、法隆寺駅全体についても、デザインはどうかということを考えてられています。

それから、例の時計塔、モニュメント、あれもデザインからああなっているんだらうと思います。ただし、算用数字ですので、ちょっと実用的にはどうかなという点で、もっと時計をとということをおっしゃっていただきました。

あと、ちょっとしかありません。一応、法隆寺駅前についてはこの辺にさせていただきます

ます。

最後に、やっと間に合いました、火葬場について、これを質問させていただきます。

日本の国で全体の死者が年間100万人を超えたというのは、平成5年だそうです。平成5年というのは、2003年なんですけども。それから、20年後の2040年、あと20年後ですから、私たちもその仲間に入っているかもしれません。1.5倍の166万人に達すると言われております。

最近の新聞など見てますと、これは生き生きプラザ斑鳩を紹介した地元新聞なんですけど、この1面は火葬場で困っている自治体の話が載っております、これ奈良市なんですけども。このように各自治体で亡くなる方がふえることによるキャパシティの問題がありまして、大変悩んでおられるわけです。斑鳩町は、この点は何か問題はないでしょうか、その辺質問させていただきます。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私はいつも申し上げますように、焼却場、あるいは鳩水園・し尿処理場、あるいは火葬場、この3つの施設は、その地域には絶対に反対です。反対をされている中を、斑鳩町の場合は、私は、ありがたいというのか、やっぱりそういう稲葉あるいは神南の方々のご好意によって、し尿処理場が52年に完成しております。これも、その当時の町長、あるいは管理職、あるいは皆さん方が、本当に地元と、まあ言えば連夜ですね、話し合って、完成をしていただいたと。そして、あの条件としては、こういう施設が来るんだから、やっぱり小学校を設置してほしいというご要望等があって、色々と施設整備をされてきたと思っております。

また、ごみ焼却場についても、まさにそのとおりであって、高安、高安西、睦、そして幸前の方々は、必ず反対でございまして、またこの難しさの中で、覚書は10年撤去を含んでの再交渉、57年に稼働をさせていただいてから、10年の経過で撤去を含んでの再交渉。だから、私は昨日も申し上げたように、もう2回交渉をさせていただきます。まず出てくるのは、それだけ機械が進んでくれば、煙も出んというんだったら、役場の横へでも行きなはれと、こうまず始まってまいります。しかし、現状としては、その場所でやっていただくということで、ご理解をいただくために、色々と話し合いをしながら今日継続をさせていただいている。

火葬場の問題についても、これもけんけんがくがくのご意見がございました。あここに設置をするところで、当初から地元の方々に色々ご無理を申し上げてやっと思った火葬

場が老朽化いたしまして、とにかく建て替えなければいけないという中で、東里の皆さん方、あるいは三井の方々等色々のご相談を申し上げて、起工式を迎えるまでには何遍も、やめやと、こんな場所はもうかなわんということで、かなり、図面からでも、場所的にもちょっと位置を替えていただいたということもございますけれども、しかしやっぱり私は、こういう施設というのは、今、奈良市では現状として起こってますけども、地域の大字を挙げますと、必ずその地域は反対しますよ。

だから、その中でも、私の方の斑鳩町で、この3つの施設があるというのは、全国でも私は誇りに思いたいんです。し尿処理については、ほとんどないんです。焼却場は、これは共同、王寺でも、あるいはまた香芝でも、両立でやってますけども、あるいはこのごみでもそういう問題なんです。国がすべて、2015年には100トンの炉をつくらなきゃいけないんですけど、奈良県でももう決まってるんです。郡山、生駒、生駒郡を含んで100トン炉をつくれということを2000年ぐらい、もっと前ですか、その時から議会からも絶えず言われるんです、会合したんかと。会合、今、一切開かれてません。区割りは出来てるんです。区割りは出来てもなかなか出来ないということは、寄ったら必ずどこかを決めていかなきゃいけないと。ほな、皆、断りますよ。それは、国、県は、しかし、国の方も、大和川の水質汚濁の関係で、補助金も今度は認めないと、100トン炉をつくらなかったらもう認めないということも言われているわけです。

そういう現状から考えます中で、やはり私は火葬場の関係等についても、この関係でも色々覚書があるんです。先ほど嶋田議員もおっしゃっていただいたように、皆さん方が一生懸命各施設を見に行ったら、やっぱりこれからは待合室も必要やというようなことでさせていただいた。しかし、現状はまだ斑鳩町の場合は、火葬場へ届け出たら、後は火葬されるまで、2時間の間でもやっぱり家へ帰りたい、あるいはそういうところで休憩したいということで、あこではなかなか休憩されない。そういう現状をどうしていくかという問題とか、色んなことが出てまいっております。

そういうことの現状も考えながら、やっぱり地元の皆さん方にご理解をいただくように、我々としても努力をしていくということで、もう本当にこの火葬場の、仮に次の時に建て替えるとかいうことになると、やっぱり地元の方々については、かなりやっぱり非常にご意見等がございます。

そういう点からも、私はあの地域にふれあい交流センターというものをひとつ皆さん方にお願ひ出来ないかということも踏まえてふれあい交流センターをつくらせていただ

いたことも事実でございますし、そういうことの中でも、地元からは、やっぱりふれあい交流センターについても、土地の代金の問題等についても、色々とおっしゃった経緯がございます。

そういうことを踏まえながら、今、吉野議員がおっしゃるように、火葬場の問題等、あるいはそういう施設等については、非常に好まれない、嫌われる、しかし亡くなったらやっぱり火葬をしなきゃいけないということになっておるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。私の質問の趣旨とはちょっと違ったかなと思うんですけども、もう時間でだめでしょうかね。どなたか、そのキャパシティーの問題ないのかとか。また別の機会で、これ厚生常任委員会でしょうか、で質問させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、8日は午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時21分 散会）